

2018年8月13日

仮想通貨取引の規制強化を堅持するインド

中央銀行によるデジタル通貨発行の検討表明にも注目

アジア事業開発グループ
コンサルタント 山田悠生

今年4月、インドの中央銀行は国内金融機関に対して仮想通貨に関連したサービスを一切禁止する通達を出した。背景には租税回避・資金洗浄への警戒感やセキュリティ面での不安があると見られ、規制に反対する関係者による再三の異議申し立てにもかかわらず、今後も厳格な規制方針を堅持する見込みだ。国内の仮想通貨交換所は通達を受け、仮想通貨の取引を停止する、仮想通貨間のペアトレードを整備するといった対応に追われている。一方で中央銀行によるデジタル通貨の発行の検討が進められており、インド政府の取り組みには引き続き注目が必要だろう。

2018年4月、インドの中央銀行であるインド準備銀行（Reserve Bank of India, RBI）は国内金融機関に対して「仮想通貨の取扱を禁止する通達」（以下、本通達）¹を出した。本通達は3ヶ月の猶予期間を設けた上で、RBIの規制を受ける全ての銀行・ノンバンクによる「仮想通貨」（非中央集権的に流通するデジタル貨幣）に関連するサービスを禁じるものである。禁止対象には取引口座の維持・登録、仮想通貨の取引・決済、仮想通貨の売買に関係する口座開設および資金の移動等が含まれ、銀行口座を通じた仮想通貨の取引や同取引に関連する決済は事実上不可能になる。

以前からRBIは仮想通貨のリスクに対してたびたび注意喚起を行ってきた。その最初のものは2013年12月のプレスリリースで、RBIは仮想通貨に付随するリスクを挙げ、仮想通貨を保有する投資家に対して注意を促している（図表1参照）。インド政府は投資家の損失リスクはもちろんのこと、仮想通貨がテロ資金の供給につながる資金洗浄や、政府の税収基盤を損なう租税回避の手段として悪用されるリスクを重大なものと捉えている。

また、サイバーセキュリティのリスクも看過できない。インドにおけるセキュアサーバー（通信を第三者から読み取れなくする暗号化機能を備えたサーバー）台数は人口100万人当たり7.8台で、セキュリティの整備が大きく遅れている（日本は同1,000台以上）²。

¹ Reserve Bank of India “Prohibition on dealing in Virtual Currencies (VCs)”（2018年4月6日）

² World Development Indicators, The World Bankにおいて参照した2016年時点の値

(図表 1) 仮想通貨に関連するリスク

ハッキング、パスワード紛失、マルウェア等による損失リスク
仮想通貨のP2P取引(認定された中央機関を介さない個人間取引)における消費者トラブル、紛争、支払の取消等に確立された枠組がないリスク
価値の裏付けとなる資産がないため投機的取引の対象となり、高いボラティリティによって投資家が損失を被るリスク
法的根拠の不透明なプラットフォームでの取引による、法的リスクおよび金融リスク
取引相手の匿名性のため、知らないうちに資金洗浄やテロ資金供給に対する規制に抵触しているリスク

出所：Reserve Bank of India “RBI cautions users of Virtual Currencies against Risks” (2013 年 12 月 24 日) より大和総研作成

仮想通貨交換所等の関係者は裁判所に対し、本通達の法的正当性の判断や 3 ヶ月という猶予期間の延長を求めてきたが、これまでのところ裁判所は RBI の本通達に関する措置を差し止める判断を見せしておらず、政府としても厳格な規制を適用する方針に変わりはないようだ。なお RBI が本通達を出した直後、インドの主要な仮想通貨交換所のひとつである Coinsecure が 350 万ドル相当のビットコイン（世界的に最も代表的な仮想通貨）を紛失する事件が起こった³ことが、インド政府の警戒感をさらに高めた可能性もある。

ところで 2018 年 1 月、中国政府が仮想通貨取引の規制を強化する見込みと報じられた際はビットコインの価格が大きく下落した。これと比較してインド政府の規制強化が今後の仮想通貨市場にもたらす影響は軽微であろう。というのも仮想通貨市場におけるインドの存在感はそれほど大きなものではない。仮想通貨に関する統計の公表を行っているウェブサイトのコインダンスによると、一日のインドルピー建てビットコイン取引高は 2017 年 12 月にはじめて 1 億ルピー（約 1.8 億円）を超え、本通達の発効後は概ね 5,000 万～1 億ルピーの間で推移している。これに対して、一日当たりの米ドル建てビットコイン取引高は約 50 億ドル（約 5,500 億円：2018 年 7 月 27 日時点⁴）と 3,000 倍以上の規模である。ビット

³ CNBC “Coinsecure lost \$3.5 million bitcoin, blamed security chief for stealing it” <https://www.cnbc.com/2018/04/13/coinsecure-cryptocurrency-exchange-lost-3-million-and-it-think-s-its-security-chief-stole-it.html> (2018 年 4 月 13 日付、2018 年 7 月 30 日最終閲覧)

⁴ CoinMarketCap の公開情報より (<https://coinmarketcap.com/>)

コイン価格の推移を見ても、本通達の発効した18年4月、猶予期限を迎えた7月いずれもビットコイン価格は上昇傾向にあり、18年1月のような価格の急落は見られない（図表2参照）。

（図表2）ビットコイン価格の推移



出所：仮想通貨交換所より大和総研作成

全体的に見た影響が小さいとはいえ、インド国内では多くの関係者が対応に追われた。とりわけ直接的に影響を受けたのは多数ある仮想通貨交換所だが、彼らの対応は大きく2つに分かれた。ひとつは本通達の規制を受け入れ、インドルピーと仮想通貨の交換を停止した上で顧客の預かり資産の引き出しを進める対応で、Unocoin等が該当する。またこれに先立つ2018年3月の時点で、BTCXIndiaとETHEXIndiaが自社の取り扱う仮想通貨とインドルピーの取引を停止している。これは当局による規制実施を懸念しての対応とされている。もうひとつは、銀行口座を介さない仮想通貨の保有や取引は禁止されていないため、異なる2仮想通貨間の取引（ペアトレード）を自社が提供するデジタルウォレット上で行えるようにする対応で、Zebpay、Koinex等が実施したものが該当する。

ただしデジタルウォレットによる取引は、今後当局による何らか追加的な規制の対象となる可能性がある。例えば仮想通貨取引に対して18%の物品・サービス税の課税が検討さ

れているという報道⁵があり、政府の規制が全く及ばない形での取引継続は困難なのが実情だろう。加えて、今年の予算演説においてアルン・ジャイトリー財務大臣が、仮想通貨を法定通貨とみなすことはない旨の発言をした⁶こともあり、RBI のみならず財務省も仮想通貨に好意的なスタンスをとるとは考えにくい。総じてインド政府等の仮想通貨に対する規制方針は当面堅持される公算が大きい。

他方で RBI は金融のデジタル化そのものには積極的である点は大変興味深い。RBI は本通達と同時期に公表した声明⁷で、技術的な進歩と従来型の法定通貨に関わるコスト等に鑑み中央銀行デジタル通貨（Central Bank Digital Currency）の導入について検討中であるとしている。中央銀行によるデジタル通貨の発行は「デジタル・インド」や「キャッシュレス・インド」といったキャンペーンを掲げ、行政サービスの電子化や個人番号に基づく電子決済の普及を進めてきた現モディ政権の取り組みと極めて整合的である。中央銀行によるデジタル通貨の発行はスウェーデンなど一部の国でも議論・検討が進められているが、IT 大国と呼ばれて久しいインドでの議論の深まりに大いに期待したい。

－（本文）以上－

⁵ BloombergQuint “India Mulls GST On Trading Of Virtual Currencies”
<https://www.bloombergquint.com/gst/2018/05/23/india-mulls-gst-on-trading-of-virtual-currencies>
(2018年5月23日付、2018年7月30日最終閲覧)

⁶ NNA Asia 「仮想通貨『合法と見ない』、インド財務相」
<https://www.nna.jp/news/show/1721507> (2018年2月5日付、2018年7月27日最終閲覧)

⁷ Reserve Bank of India “Statement on Developmental and Regulatory Policies” (2018年4月5日)